



い し か わ

GAP
(きのこ)

石川県GAP推進協議会
石川県



いしかわGAP規範項目(原木栽培きのこ)

1 食品安全を主な目的とする取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
1.1 原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1.1.1	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染防止の対策を講じていること	原木林、きのこ生産場所、その周辺環境が土壌、汚水等により汚染する可能性がある場合は適切に対策を行っている。 また、植菌作業、仮伏せ、本伏せの場所の環境について問題がないか確認している。		1
1.2 農薬の使用(農薬を使用しない場合は該当しない)	1.2.1	農林水産省登録農薬又は特定農薬以外は使用しないこと	農林水産省の登録のある農薬及び特定農薬以外は使用していない。		2
	1.2.2	農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること	使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。		3
	1.2.3	農薬散布後は、散布機等防除器具を洗浄していること	使用後は、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗浄している。		3
	1.2.4	農薬使用時は、ラベルの表示を確認し、適正に使用するとともに、その記録を保管していること	ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量、使用回数、有効期限、使用上の注意を守って使用している。 また、ほだ場、使用量、使用期日等を記録している。		4
	1.2.5	農薬散布時には、ドリフトによる周辺農作物への影響を回避する対策を講じていること	近隣に影響の少ない天候や時間帯に散布を行うとともに、散布圧に注意している。 周辺の農作物生産者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行っている。		5
1.3 水の使用	1.3.1	浸水や散水等に使用する水の水源の安全性を確認すること	浸水や散水等に使用する水の水源、周辺環境を確認している。また、安全性が疑われる場合においては、水質検査を行っており、その記録を保管している。		6
1.4 栽培に使用する資材の確認	1.4.1	使用する原木は安全性が確認されていること	使用する原木について生産地等の生産履歴を確認している。		7
	1.4.2	植菌に使用する資材に問題がないか確認していること	植菌に使用する資材の購入先、成分の安全性を確認し使用している。		7
1.5 収穫以降のきのこの管理	1.5.1	収穫・運搬時の汚染や異物混入を防ぐ対策を講じていること	異物混入を防ぐため、ほだ場及び収穫作業の衛生管理を行っている。 収穫・運搬等に使用する器具、資材等の管理を徹底している。		11
	1.5.2	収穫物は適切な環境で輸送・貯蔵していること	収穫物の品質低下、害菌汚染を防ぐため、運搬・貯蔵時は適切な温度、衛生管理を行っている。 また、きのこ取扱者の手洗い、健康チェック等の衛生管理を徹底している。		11
1.6 乾燥加工時の管理	1.6.1	作業者の衛生管理を行っていること	作業者の健康管理を定期的に行っている。 作業者が着用する手袋、履物の清潔さを保持している。		12
	1.6.2	使用する水が水道水以外の場合、水源の安全性を確認すること	使用する水は飲用適の水であること。 水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上の水質検査を行うこと。		13
	1.6.3	トイレや手洗い場の確保と衛生管理を行っていること	トイレや手洗い場には、石鹼(消毒液)が設置してある。 定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。		14
	1.6.4	使用する機械、器具類等を衛生的に保管・取扱・洗浄していること	使用する機械・器具類等が、汚染源とならないよう定期的な手入れと洗浄を行っている。		15
	1.6.5	きのこ取扱施設や包装資材等の保管は衛生的な状態となっていること	① 床は水はけがよい状態となっている。 ② 定期的な清掃が行われている。 ③ 施設等にはペットや野生動物が入らないようにしている。 ④ 施設内は適切な明るさとなっている。		16
	1.6.6	施設内での汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること	施設内において、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物の混入防止のため対策を講じている。 飲食・喫煙等の場所を適切に定めている。		17

2 環境保全を主な目的とする取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
2.1 農業による環境負荷の低減対策	2.1.1	農業は使用残が発生しないよう必要な量だけ秤量していること	散布後に散布残が生じないよう、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。		18
	2.1.2	病害虫が発生しにくい環境づくりを行っていること	栽培施設周辺の除草等により、病害虫が発生しにくい環境づくりを行っている。		19
	2.1.3	農業散布時には周辺住民に配慮していること	近隣に影響の少ない天候や時間帯に散布を行うとともに、散布圧に注意している。 農業を散布する場合は事前に周辺住民へ周知している。		20
2.2 廃棄物の適正な処理・利用	2.2.1	きのこ生産活動に伴って発生する廃棄物は適正な処理の実施を行っていること	きのこ生産活動に伴う廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区別し適正に処理を行っている。 また、産業廃棄物においては、資格のある産業廃棄物処理業者に処理の委託を行っている。		21
	2.2.2	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避を行っていること	農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、焼却していない。		22
	2.2.3	廃ぼた木、作物残さ等の有機物のリサイクルを行っていること	廃ぼた木、作物残さは、有機質資源として土づくりや堆肥資材等へ有効活用している。		23
2.3 エネルギーの節減対策	2.3.1	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減を行っていること	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行っている。 また、不必要な照明の消灯等のエネルギー消費の削減に取り組んでいる。		24
2.4 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	2.4.1	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策を講じていること	食物残さの管理を徹底し、侵入防止柵の設置等により鳥獣を引き寄せない取組を行っている。		25
3 労働安全を主な目的とする取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
3.1 危険作業等の把握	3.1.1	きのこ生産活動における危険な作業等の把握を行っていること	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、作業員間で情報を共有している。		26
3.2 作業従事者の制限	3.2.1	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限を行っていること	1日当たりの作業時間、適当な休憩を取得するように取り組んでいる。 未熟な作業員に対しては、熟練者が指導を行っている。		27
3.3 服装及び保護具の着用等	3.3.1	安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、保管していること	洗浄・消毒作業時には、作業衣、マスク等を着用している。 機械作業や高所作業等の危険性のある作業においては、安全対策のための適切な装備を着用している。 また、着用した装備等は作業後に洗浄し、保管している。		28
3.4 作業環境への対応	3.4.1	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対策を講じていること	作業安全のため作業場では整理・整頓・清掃を徹底している。 危険箇所においては表示板等を設置している。		29
3.5 機械等の導入・点検・整備・管理	3.5.1	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っていること	機械、器具等は使用前に安全装備等を確認している。 また、使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。		30
3.6 機械等の利用	3.6.1	作業機械等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること	機械等の取扱い説明書を熟読し、適正に保管している。 機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際は、エンジンを停止し、実施している。		31
3.7 農業・消毒剤・燃料等の管理	3.7.1	農業は適切な場所・方法で保管されていること	①農業は鍵のかかる専用の場所に保管し、適切な温度が保たれている。 ②農業の管理者を決めている。 ③農業は他の容器への移し替えを行っていない。		32
	3.7.2	燃料は適切な場所・方法で保管されていること	①火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している。 ②燃料のそばで機械、工具等を使用していない。		32
3.8 事故後の備え	3.8.1	事故後のきのこ生産の維持・継続に向け、必要に応じて保険への加入を行っていること	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。(常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く) 必要に応じて労災保険に特別加入している。		33

4 農業生産工程管理の全般に係る取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
4.1技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	4.1.1	きのこ生産者自らが開発した知的財産を保護・活用していること	生産者が開発した技術・商標は活用手順について権利化、秘匿、公開など適切な選択をしている。		34
	4.1.2	登録品種の種菌の適切な使用を行っていること	①登録品種の種菌を購入する際は、権利者より正規に購入している。 ②権利者の利用許可を得ず、登録品種を自家増殖をしていない。 ③登録品種を利用(譲渡)する場合は許諾を得ている。		35
4.2情報の記録・保管	4.2.1	きのこ生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存していること	ほだ場及び各施設の位置、面積等が明確となっている書類があり、保管している。		37
	4.2.2	農業の使用に関する内容を記録し、保存していること	下記の内容を記録し、保存している。 ①使用日、②使用場所、③使用した作物、④使用した農業の名称、⑤使用量及び希釈倍率		38
	4.2.3	原木、種菌、農業等の資材購入伝票を保管していること	原木、種菌、農業等の購入伝票等を保管している。		39
4.3生産工程管理の実施	4.3.1	生産計画を立て、その計画に基づいた取組を実施していること	以下の項目を含んでいる計画があること。 ①生産場所、②品目、③収量、④作業計画、⑤収穫時期 産地で作成された栽培層等がある場合は、栽培層等をもって④、⑤に替えることができる。		43
	4.3.2	トレーサビリティの体制があること	下記の内容を記録し、保存している。 ①品目名 ②出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量 ⑤微生物、残留農業等に係る検査をした場合の当該記録		42
	4.3.3	生産工程管理の実施していること	①自己点検を実施しており、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に取り組んでいる。 ②生産者部会、地域関係者による内部検査を実施しており、問題等があれば改善策を講じている。 ③第三者(審査・認証団体等)による客観的な点検の仕組みを活用している。		43
4.4記録の保存期間	4.4.1	適切に記録を保管していること	①きのこの出荷等に関する記録については1～3ヶ年保管している。出荷先、出荷日、数量、生産地の特定ができるもの(出荷伝票でも可)。 ②上記①に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管している。		44

いしかわGAP規範項目(菌床栽培きのこ)

1 食品安全を主な目的とする取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
1.1きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1.1.1	きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染防止の対策を講じていること	きのこ生産場所、その周辺環境が土壌、汚水等により汚染する可能性がある場合は適切に対策を行っている。 また、周辺環境における潜在的な有害微生物等の危害要因の確認及び、廃棄物、生産資材等の適切な管理を行っている。		1
1.2農薬の使用(農薬を使用しない場合は該当しない)	1.2.1	農林水産省登録農薬又は特定農薬以外は使用しないこと	農林水産省の登録のある農薬及び特定農薬以外は使用していない。		2
	1.2.2	農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること	使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。		3
	1.2.3	農薬散布後は、散布機等防除器具を洗浄していること	使用後は、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗浄している。		3
	1.2.4	農薬使用時は、ラベルの表示を確認し、適正に使用するとともに、その記録を保管していること	ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量、使用回数、有効期限、使用上の注意を守って使用している。 また、きのこ生産場所、使用量、使用期日等を記録している。		4
	1.2.5	農薬散布時には、ドリフトによる周辺農作物への影響を回避する対策を講じていること	近隣に影響の少ない天候や時間帯に散布を行うとともに、散布圧に注意している。 周辺の農作物生産者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行っている。		5
1.3培地への水の使用	1.3.1	培地に使用する水の水源の安全性を確認すること	培地に使用する水の水源、周辺環境を確認している。また、安全性が疑われる場合においては、水質検査を行っており、その記録を保管している。		6
1.4菌床資材の使用	1.4.1	菌床に使用する資材や種菌は安全性が確認されているとともに、適切に保管されていること	基材、添加物、菌床製造用材料は、組成成分及び使用方法の明らかなものを使用する。 種菌は受け入れ後、速やかに使用するとともに、保管する場合は、温湿度が管理された環境にて適切に保管している。 また、生産資材の保管は、排水や飛散の防止に取り組んでいる		7
1.5機械、施設、容器等の衛生管理	1.5.1	調整した培地は速やかに袋等に充填し、殺菌・冷却していること	変質、腐敗を防ぐため、速やかに袋や容器に充填し、殺菌、冷却している。		8
	1.5.2	殺菌完了後の培地は、無菌的に種菌の接種が行われていること	害菌等による汚染を防ぐため、無菌的に種菌の接種が行われていること。		8
	1.5.3	害菌等に汚染されたものがあつた場合は直ちに取除いていること	害菌等に汚染されたものがあつた場合は直ちに取除くとともに、施設や器具等を汚染しないよう殺菌後破棄している。		8
	1.5.4	接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室で培養すること	接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室で培養する。		9
	1.5.5	菌床容器等の適切な保管が行われていること	菌床容器等は組成成分、使用方法等の明らかなものを使用する。 品質に変化を起ささないよう適切な保存管理を行っている。		9
	1.5.6	接種室、培養室は清潔に保たれていること	施設内は整理整頓し、定期的に清掃し、必要な場合は消毒している。 接種室は定期的な殺菌剤の散布等により無菌の状態を保ち、清浄度を保持している。		10
	1.5.7	冷却施設は適切に温度管理されいるとともに、清潔に保たれていること	冷却施設は適切な温度が保持されいるとともに、定期的に検査を行っている。また、定期的に清掃し、必要な場合は消毒している。		10
1.6収穫以降のきのこの管理	1.6.1	収穫・運搬時の汚染や異物混入を防ぐ対策を講じていること	異物混入を防ぐため、施設の清潔さを保持している。 収穫・運搬等に使用する器具、資材等の管理を徹底している。		11
	1.6.2	収穫物は適切な環境で輸送・貯蔵していること	収穫物の品質低下、害菌汚染を防ぐため、運搬・貯蔵時は適切な温度、衛生管理を行っている。 きのこ取扱者の手洗い、健康チェック等の衛生管理を徹底している。		11
1.7乾燥加工時の管理	1.7.1	作業者の衛生管理を行っていること	作業者の健康管理を定期的に行っている。 作業者が着用する手袋、履物の清潔さを保持している。		12
	1.7.2	使用する水が水道水以外の場合、水源の安全性を確認すること	使用する水は飲用適の水であること。 水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上の水質検査を行うこと。		13
	1.7.3	トイレや手洗い場の確保と衛生管理を行っていること	トイレや手洗い場には、石鹼(消毒液)が設置してある。 定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。		14

1.7乾燥加工時の管理	1.7.4	使用する機械・器具類等を衛生的に保管・取扱・洗浄していること	使用する機械・器具類等が、汚染源とならないよう定期的な手入れと洗浄を行っている。		15
	1.7.5	きのこ取扱施設や包装資材等の保管は衛生的な状態となっていること	① 床は水はけがよい状態となっている。 ② 定期的な清掃が行われている。 ③ 施設等にはペットや野生動物が入らないようにしている。 ④ 施設内は適切な明るさとなっている。		16
	1.7.6	施設内での汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること	施設内において、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物の混入防止のため対策を講じている。 飲食・喫煙等の場所を適切に定めている。		17

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
2.1農業による環境負荷の低減対策	2.1.1	農業は使用残が発生しないよう必要な量だけ秤量していること	散布後に散布残が生じないよう、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。		18
	2.1.2	病害虫が発生しにくい環境づくりを行っていること	栽培施設周辺の除草等により、病害虫が発生しにくい環境づくりを行っている。		19
	2.1.3	農業散布時には周辺住民に配慮していること	近隣に影響の少ない天候や時間帯に散布を行うとともに、散布圧に注意している。 農業を散布する場合は事前に周辺住民へ周知している。		20
2.2廃棄物の適正な処理・利用	2.2.1	きのこ生産活動に伴って発生する廃棄物は適正な処理の実施を行っていること	きのこ生産活動に伴う廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区別し適正に処理を行っている。 また、産業廃棄物においては、資格のある産業廃棄物処理業者に処理の委託を行っている。		21
	2.2.2	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避を行っていること	農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、焼却していない。		22
	2.2.3	廃菌床、作物残さ等の有機物のリサイクルを行っていること	廃菌床、作物残さは、有機質資源として土づくりや堆肥資材等へ有効活用している。		23
2.3エネルギーの節減対策	2.3.1	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減を行っていること	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行っている。 また、不必要な照明の消灯等のエネルギー消費の削減に取り組んでいる。		24
2.4生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	2.4.1	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策を講じていること	食物残さの管理を徹底し、侵入防止柵の設置等により鳥獣を引き寄せない取組を行っている。		25

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
3.1危険作業等の把握	3.1.1	きのこ生産活動における危険な作業等の把握を行っていること	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、作業員間で情報を共有している。		26
3.2作業従事者の制限	3.2.1	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限を行っていること	1日当たりの作業時間、適当な休憩を取得するように取り組んでいる。 未熟な作業員に対しては、熟練者が指導を行っている。		27
3.3服装及び保護具の着用等	3.3.1	安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、保管していること	洗浄・消毒作業時には、作業衣、マスク等を着用している。 機械作業や高所作業等の危険性のある作業においては、安全対策のための適切な装備を着用している。 また、着用した装備等は作業後に洗浄し、保管している。		28
3.4作業環境への対応	3.4.1	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対策を講じていること	作業安全のため作業場では整理・整頓・清掃を徹底している。 危険箇所においては表示板等を設置している。		29
3.5機械等の導入・点検・整備・管理	3.5.1	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っていること	機械、器具等は使用前に安全装備等を確認している。 また、使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。		30
3.6機械等の利用	3.6.1	作業機械等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること	機械等の取扱い説明書を熟読し、適正に保管している。 機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際は、エンジンを停止し、実施している。		31
3.7農業・消毒剤・燃料等の管理	3.7.1	農業は適切な場所・方法で保管されていること	① 農業は鍵のかかる専用の場所に保管し、適切な温度が保たれている。 ② 農業の管理者を決めている。 ③ 農業は他の容器への移し替えを行っていない。		32

3.7農業・消毒剤・燃料等の管理	3.7.2	燃料は適切な場所・方法で保管されていること	① 火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している。 ② 燃料のそばで機械、工具等を使用していない。		32
3.8事故後の備え	3.8.1	事故後のきのこ生産の維持・継続に向け、必要に応じて保険への加入を行っていること	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。(常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く) 必要に応じて労災保険に特別加入している。		33
4 農業生産工程管理の全般に係る取組					
区分	No.	適合基準	取組事例	チェック	国ガイドライン
4.1技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	4.1.1	きのこ生産者自らが開発した知的財産を保護・活用していること	生産者が開発した技術・商標は活用手順について権利化、秘匿、公開など適切な選択をしている。		34
	4.1.2	登録品種の種菌の適切な使用を行っていること	①登録品種の種菌を購入する際は、権利者より正規に購入している。 ②権利者の利用許可を得ず、登録品種を自家増殖をしていない。 ③登録品種を利用(譲渡)する場合は許諾を得ている。		35
4.2圧力容器使用時の登録・主任の設置	4.2.1	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置は適切に行われていること	①小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行い、第一種圧力容器は、設置届、落成検査を行っている。 ②第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任している。		36
4.3情報の記録・保管	4.3.1	きのこ生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存していること	各施設の位置、面積等が明確となっている書類があり、保管している。		37
	4.3.2	農薬の使用に関する内容を記録し、保存していること	下記の内容を記録し、保存している。 ①使用日、②使用場所、③使用した作物、④使用した農薬の名称、⑤使用量及び希釈倍率		38
	4.3.3	菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の資材購入伝票を保管していること	菌床、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等を保管している。		39
	4.3.4	菌床資材及び工程別作業についての記録を残し、保管していること	培地資材、容器等の菌床製造用資材の受払簿を作成し、受払の都度、数量、品質等の必要事項を記録し、保管している。 また、作業ロットごとに、作業担当者、作業年月日、菌種名、品種名、環境条件、生育状況、害菌の有無等を作業日誌に記録している。		40
	4.3.5	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録を保管していること	定期的に自主点検を実施し、自主点検記録は3ヶ年保管している。		41
4.4生産工程管理の実施	4.4.1	生産計画を立て、その計画に基づいた取組を実施していること	以下の項目を含んでいる計画があること。 ①生産場所、②品目、③収量、④作業計画、⑤収穫時期 産地で作成された栽培暦等がある場合は、栽培暦等をもって④、⑤に替えることができる。		43
	4.4.2	トレーサビリティの体制があること	下記の内容を記録し、保存している。 ①品目名 ②出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量 ⑤微生物、残留農薬等に係る検査をした場合の当該記録		42
	4.4.3	生産工程管理の実施していること	①自己点検を実施しており、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に取り組んでいる。 ②生産者部会、地域関係者による内部検査を実施しており、問題等があれば改善策を講じている。 ③第三者(審査・認証団体等)による客観的な点検の仕組みを活用している。		43
4.5記録の保存期間	4.5.1	適切に記録を保管していること	①きのこの出荷等に関する記録については1~3ヶ年保管している。出荷先、出荷日、数量、生産地の特定ができるもの(出荷伝票でも可)。 ②菌床栽培における菌床資材、工程別の作業の記録を3年間保管している。 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録を3年間保管している。 ④上記①、②、③に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管している。		44

相談窓口

相談先	所在地	電話番号
南加賀農林総合事務所	小松市園町八108-1	0761-23-1703
石川農林総合事務所	白山市馬場2-113	076-276-0371
県央農林総合事務所	金沢市戸水2-30	076-204-2101
中能登農林総合事務所	七尾市小島町二部33	0767-52-5522
奥能登農林総合事務所	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2323
石川県農業協同組合中央会 JAグループ石川営農戦略室	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5051

石川県GAP推進協議会

(事務局)

- ◆石川県農業協同組合中央会
JAグループ石川営農戦略室
☎920-0383
金沢市古府1丁目220番地（電話：076-240-5051）
- ◆石川県農林水産部農業安全課
☎920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地（電話：076-225-1626）

平成30年 発行

